議案第３９号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月４日提出

市川市長　　田　中　　甲

市川市条例第　　号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第３０条第３項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに

相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士又は地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３２条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士又は地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４５条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、

同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士又は地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士又は地域限定保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士又は地域限定保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第７項中「規定する保育士」、「配置される保育士」及び「当該保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

附則第９項中「なる保育士」及び「ならない保育士」の次に「又は地域限

定保育士」を加える。

附則第１０項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第３０条第３項」及び「第４５条第３項」の次に「若しくは第４項」を、「除く。)」の次に「又は地域限定保育士」を加え、「保育士の数（前２項の規定の適用がない」を「前２項の規定の適用がないもの」に、「ものをいう。)」を「保育士又は地域限定保育士の数」に改める。

（市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「改正後の第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定」の次に「(満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３２条第１項及び第４８条第１項に規定する保育従事者（以下「保育従事者」という。）の数に関する部分に限る。)」を加え、「市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第３２条第１項及び第４８条第１項に規定する」を削り、「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改め、「改正前の第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定」の次に「(満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加え、同項の次に次の１項を加える。

３　改正後の第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）の規定は、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、適用しない。この場合において、改正前の第３０条第２項、第３２条第２項、第４５条第２項及び第４８条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育

を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、令和６年７月１日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　　由

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、小規模保育事業所等における理学療法士等の専門職を保育士とみなすことができる特例を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。